

江田島市と株式会社イズミとの地域活性化包括連携協定書

(守秘義務)

江田島市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の活性化と市民サービスの向上に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、協働による取組を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携し協力する。

- (1) 地域の活性化に関すること
- (2) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (3) 健康増進及び地域福祉の推進に関すること
- (4) 環境対策・リサイクル及びエネルギー対策に関すること
- (5) 市の情報発信・PRに関すること
- (6) 市役所業務における市民の利便性の向上に関すること

2 前項各号に掲げる事項の実施時期、実施方法等については、別表に定めるもののほか、甲乙間で協議の上、決定する。

3 甲及び乙は、第1項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、定期的な意見交換及び連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が書面による解約の申し出を行わなければ、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかがこの協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

第4条 甲及び乙は、連携事項に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の有効期間中又は有効期間満了後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（内容の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、内容の変更を行うものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定める事項及びこの協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

署名日

令和5年12月21日

署名日

令和5年12月21日

甲 江田島市

乙 株式会社イズミ

江田島市長

上席執行役員GMS本部長

明岳周作

溝口一司